

2024(令和6)年度 犬山国際交流協会通常総会



2023.8.6 開催
「石上げ祭」参加にて

日時：令和6年6月8日（土）午前10時～

場所：犬山市民交流センター「フロイデ」201 会議室

犬 山 国 際 交 流 協 会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

2024（令和6）年度 犬山国際交流協会 通常総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 顧問・来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 議案第1号 2023（令和5）年度 事業報告（案）について
 - (2) 議案第2号 2023（令和5）年度 収支決算（案）について
 - (3) 議案第3号 2024（令和6）年度 役員を選任（案）について
 - (4) 議案第4号 2024（令和6）年度 事業計画（案）について
 - (5) 議案第5号 2024（令和6）年度 予算（案）について
8. その他
9. 閉会

2023（令和5）年度 犬山国際交流協会 事業報告（案）

(1) 会議事業

事業名	開催	内 容
通常総会	1回	6月10日(土) / 事業報告 収支決算 事業計画 予算等の審議 総会参加人数：45人 ※総会后 交流会を開催 各国のお茶やお菓子を体験、イベントに参加した人のインタビュー 交流会参加人数：66人（内、外国籍21人）
理事会	6回	*協会運営・経営内容 事業内容 実施計画 等の審議 開催日：5月17日(水)、7月5日(水)、9月22日(金)、12月20日(水)、2月19日(月)、3月18日(月)
正副会長会	0回	

(2) 受託事業

<犬山市受託事業>

事業名	事業内容 / 実績
日本語教室開催受託業務	<p>*犬山市及び周辺に在住する外国人が日本語で会話することができるように、日本語の学習教室を、レベルや目的に応じたクラス分けにて、継続的に開催。</p> <p>開催日時：毎週日曜日 午前10時～11時45分 開催日数：全47回 教室運営：犬山日本語教室（ボランティアグループ） クラス数：7クラス（延べ） クラス：にじ（リアルな対話によるコミュニケーション）※3/17から開催 つぼみ（文字や言葉、フレーズなどを学ぶ） ゆめ（文法と会話）※9/10まで開催 さくら（初級会話）※7/2まで開催 ほし（日本語能力4級試験対策） つき（日本語能力3級試験対策） ゆき（会話）※3/17まで開催</p> <p>※ゆめ、さくら、ゆきの3クラスは年度途中までの開催であり、年度末段階でのクラス数は4クラス（にじ、つぼみ、つき、ほし）であった。</p> <p>参加人数：94人（延べ594人参加） 開催場所：犬山市民交流センター（フロイデ）会議室 ボランティア数：15人 広報：ホームページ、Facebook*、チラシ配布（7言語対応） *：毎週金曜日に発信（週毎に言語を変える）</p> <p>参加者実績： 国籍：ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、ペルー、ミャン</p>

	<p>マー、ポリビア、オーストラリア、ラオス、インド、フランス、ブラジル、カナダ、米国、タイ、デンマーク、イラン、マレーシア、コロンビア、スペイン、日本</p> <p>在留資格：技能実習、技術・人文知識・国際業務、日系人、日本人の配偶者等、永住者、留学、教授、短期滞在、日本人、特定活動など</p>
<p>多文化共生推進員企画事業 受託業務</p>	<p>*多文化共生推進員（地域協働課 大島ヴィルジニア・ユミ氏）による企画事業を、計画どおりに実施する。</p> <p>事業（１）出前講座</p> <p>①「日本の教育と進路についてのセミナー」</p> <p>開催日時：2023年12月10日（日）13:30～16:30</p> <p>参加人数：11人</p> <p>内訳/中国籍4家族9人（保護者5人、子ども4人）、フィリピン籍1家族2人（保護者1人、子ども1人）</p> <p>※NPO法人アジャスト2名他はオブザーバー参加</p> <p>開催場所：犬山市役所 205会議室</p> <p>講師：（1部）日本の教育制度（学校教育課 野口和敬氏）</p> <p>（2部）体験談：新崎梨恵氏、田露氏、カワサキマリア氏（日本での子育て経験談）</p> <p>②「外国人向け確定申告セミナー」</p> <p>開催日時：2024年1月28日（日）13:30～16:00</p> <p>参加人数：12人（ペルー籍8人、ブラジル籍2人、中国籍2人）</p> <p>開催場所：犬山市民交流センター「フロイデ」 301会議室</p> <p>講師：斎尾 裕史氏（税理士・中小企業診断士）、杉浦 巨樹氏（(株)リードル 代表取締役）</p> <p>③「介護セミナー」 ※発注者の都合により中止。</p> <p>事業（２）多文化文庫</p> <p>全24冊の絵本購入手配及び支払い</p> <p>内訳：スペイン語13冊、ポルトガル語13冊、ベトナム語2冊、フィリピン語1冊、中国語1冊、英語1冊</p> <p>事業（３）ポスター展 ※発注者の都合により中止。</p> <p>事業（４）異文化理解事業 ※発注者の都合により中止。</p>

<公益財団法人 かめのり財団受託事業>

事業名	事業内容 / 実績
多文化共生地域ネットワーク支援事業	<p>*多文化共生に向けた担い手育成とネットワーク形成を目的とし開催される「かめのり多文化共生塾 2023」<東海・北陸地区>の実施運営。</p> <p>開催日：前期研修 10月31日(火)-11月1日(水) 後期研修 1月17日(水)-18日(木)</p> <p>開催時間：1日目 13:30~18:00 2日目 9:30~15:00</p> <p>参加人数：15人(13団体)</p> <p>開催場所：犬山市民交流センター(フロイデ)会議室</p> <p>講師：(1)川北秀人氏(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表者兼ソシオ・マネジメント編集発行人) (2)田村太郎氏(一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事) (3)各務眞弓氏(NPO法人可児市国際交流協会事務局長)※前期のみ</p> <p>ネットワーク会議進出：<東海・北陸地区>より5団体進出</p>

(3) 自主事業

① 語学講座開催事業

開催言語	英語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、フランス語(7言語)
目的	犬山市及び周辺地域に暮らす住民の国際交流のための語学能力向上
年間受講者総数	439人(前期:228人 後期:211人)
開講期間	前期:5月9日~9月8日 後期:10月3日~2月10日
講座回数	前期:5回(海外旅行の英会話、中国語基礎、はじめてのスペイン語、はじめてのポルトガル語、はじめてのフランス語、海外旅行の英会話継続)、10回(中国語初級、フランス語初級、中国語基礎継続、はじめてのスペイン語継続)、15回(それ以外) 後期:5回(はじめてのスペイン語、はじめてのポルトガル語、はじめてのフランス語、はじめてのポルトガル語継続)、10回(中国語初級、フランス語初級、はじめてのスペイン語継続)、15回(それ以外)
クラス	言語習得レベル・目的に合わせ、クラス別にて募集

語学講座開催実績(※継続クラスは講座数にはカウントしない。人数は延べ。)

		英語	韓国語	ドイツ語	スペイン語	ポルトガル語	中国語	フランス語	合計
前期	講座数	8	5	3	2	1	2	2	23
	人数	81	62	24	20*	5	15*	21	228
後期	講座数	7	5	3	2	1	1	2	21
	人数	66	62	25	20*	10*	12	16	211
合計	人数	147	124	49	40	15	27	36	439

② 講演会

目的・内容	異なる文化を持つ人たちとの共生はなぜ地域に豊かさをもたらすのか、地域でともに考える機会として開催。講演会とパネルディスカッションの2部構成で行った。また、地域の様々な関係する団体がともに「多文化共生がもたらす地域の豊かさ」について考えることで、今後の協力し合える基盤づくりのきっかけとして開催した。
実績	開催日時：11月19日（日）14：00～16：00 会 場：フロイデ 301 会議室 テーマ：「多文化共生はなぜ豊かさをもたらすのか」 内 容：第1部 講演会（14：05～14：35） 講師：村松 紀子氏（自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー・スペイン語通訳・社会福祉士） 第2部 パネルディスカッション（14：40～15：55） パネリスト：地域実践者 5人 チャン ヴァン ハー 氏（ベトナム） 小川 益子 氏（日本） ゾイロフ マック 氏（ウズベキスタン） 篠塚 カミラ 氏（ブラジル） 善本 勝 氏（日本） ファシリテーター：村松 紀子氏 参加者：43人（内、外国籍2人）

③ 各国料理講座

目的・内容	外国の料理と日本の料理講座を開催し、料理を通じた食文化交流ができる機会を持つ。
実績	開催日時：7月9日（日）12：00～15：00 会 場：丸山地区学習等共用施設（料理実習室） 内 容：ペルー料理「パパ・ア・ラ・ワンカイナ」・日本料理「稻荷ずしとお吸い物」 参加者：17人（内、外国籍8人） 参加国：5か国（中国、ベトナム、フィリピン、ラオス、日本） 運営協力：ボランティアグループ「台所からの国際交流」2人 日本語教室学習者 ペルー2人

④ 多言語情報発信

目的・内容	日本語が十分に理解できないため日常的に不便な思いをしている外国籍住民に対し、暮らしに役立つ情報を多言語に翻訳し発信及び配布することで、支援を実施。
実績	言語：7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語 ※翻訳は、いぬやま多言語 News ボランティアグループによる。 ボランティア数：20人（ベトナム語2人、タガログ語2人、中国語5人、ポルトガル語4人、スペイン語3人、英語4人） 配信：ホームページ、Facebook（※言語を変えてトピック事でも配信）

	<p>配布先：市内小中学校に在学する児童、生徒、ハローワーク犬山、犬山商工会議所、犬山日本語教室、外国人が経営するレストラン・食材店、犬山市議会事務局、フロイデロビー等</p> <p><第1回目></p> <p>○翻訳会議日/ 8月27日(日) フロイデにて開催(2名はZOOM参加)</p> <p>○配信日/ 9月29日</p> <p>○内容/ 1. 取材/ウズベキスタンに学校を作り、日本との懸け橋に貢献したい 2. 食べ物に制限がある人について知ろう! 3. 取材/犬山日本語教室で勉強を頑張っている人(中国籍の方) 4. 日本語でいろいろな国の人たちと話しませんか? 5. 日本の家庭を訪問しませんか?-ホームビジットのご案内- 6. 子どもの出産にはいくらかかるの?-助けてくれる制度を知りましょう- 7. 生活や仕事に関する頼もしい味方-「JP-MIRAI ポータル」を活用しよう- 8. 取材/語学講座講師(フランス語) 9. 体験をしながら交流しあえる場所 10. 病気の時のオノマトペ 11. クールジャパン紹介(マンガ・アニメ)</p> <p><第2回目></p> <p>○翻訳会議日/ 1月21日(日)フロイデにて開催予定(2名はZOOM参加)</p> <p>○配信日/ 2月29日</p> <p>○内容/ 1. 取材/仕事と子育てを通じた成長 2. これから日本で子どもを育てていくみなさんへ(教育情報) 3. 取材/「ホームビジット」ホストファミリー(仲良くなるきっかけ(聞く、話す、一緒に体験する)) 4. 取材/犬山日本語教室で勉強を頑張っている人(フィリピンルーツの方) 5. 日本語いろいろな国の人たちと対等に話し合う場所 6. 体験をしながら交流しあえる場所 7. 取材/語学講座講師(韓国語) 8. 日本の税金について 9. 文化や習慣のいろいろ 10. 楽しい日本語 オノマトペ(擬音語、擬声語) 11. クールジャパン(和食)</p>
--	--

⑤ 多文化交流カフェ

目的・内容	日本文化の体験と各国の文化や風習についての意見交換
実績	<p>開催日時：3月3日(日) 13:00~15:30</p> <p>場 所：余遊亭</p> <p>内 容：和太鼓・カホーン体験、「母国の楽器や音楽」についての話し合い</p> <p>参加者：34人(内、外国籍17人)</p>

参加国：6か国（フィリピン、ペルー、ベトナム、ラオス、中国、日本） 運営協力：犬山太鼓クラブ「響」（ひびき）2人、日本語教室学習者 ペルー2人
--

⑥ 「石上げ祭」参加【新規】

目的・内容	地域に住む異なる文化を持つ人たちが犬山の伝統的なお祭りである「石上げ祭」に参加し、地域の祭りをともに体験する。
実績	開催日時：8月6日（日）8：15～13：00 会 場：尾張富士大宮浅間神社 参加者：29人（内、外国籍23人） 参加国：7か国（ベトナム、インドネシア、フィリピン、ペルー、ラオス、日本） 協力ボランティア：9人（石上げ、送迎、全般）

⑦ 犬山ハイキング

目的・内容	外国人と日本人と一緒に犬山の名所を訪れ、地域の魅力を体感。また、体を動かしながら相互の交流を深めた。
実績	開催日時：10月22日（日）13：00～16：00 コース：フロイデ→犬山ひばりが丘公園→フロイデ 約6km 内容：ハンカチ落とし、ドッジボール 参加者：26人（内、外国籍13人） 参加国：7か国（ベトナム、ペルー、中国、フィリピン、ラオス、コロンビア、日本）

⑧ ホームビジット

目的・内容	在住外国人が日本人家庭を訪問し、日本人の実生活に触れることで日本文化を知る。地域のホストファミリーとのつながりを築く中で、相互の交流を深めた。
実績	事前説明会：10月29日（日）※今回が初めてのホストファミリーを対象に実施した。 開催日：11月4日（土）、5日（日）、6日（月）、12日（日） 参加人数：12人（ベトナム6人、中国3人、カンボジア1人、モンゴル1人、カナダ1人） ホストファミリー：6家族

⑨ 多文化おしゃべりクラブ～オンライン～

目的・内容	月に1度、話し合いの場を設け、お互いの文化や習慣を知り合いながら、「誰もが住みやすい生活環境づくり」について一緒に考えていく。
実績	開催日：4月15日（土）、5月10日（水）、6月17日（土）、7月14日（金）、8月5日（土）、9月12日（火）、10月14日（土）、11月15日（水）、12月16日（土）、1月11日（木）、2月10日（土）、3月13日（水） 時 間：19：30～20：30（1時間） 方 法：オンライン 参加者：77人（内、外国籍39人） 参加国：9か国（中国、台湾）、ベトナム、オーストラリア、フィリピン、ブラジル、インドネシア、タイ、韓国、日本）

<トピック内容・参加人数内訳>

日にち	トピック	人数	内、外国籍数
4月15日 (土)	住んでいるところで違う！？ あなたがびっくりしたジェスチャー・相づち	9	4
5月10日 (水)	あなたの国や住んでいる地域のマナー	5	2
6月17日 (土)	わたしの国・地域のイメージ。 それって本当？うそ？！	8	4
7月14日 (金)	こどもの時、まわりの大人から教わったこと（考え方・マナーなど）	6	3
8月5日 (土)	暮らし（生活）を楽しむための方法	6	3
9月12日 (火)	トピックいろいろ（趣味/子育て/仕事/生活/その他）	9	3
10月14日 (土)	今までで住みやすかったところ。その理由	10	5
11月15日 (水)	日本に住んでよかったこと。その理由	6	4
12月16日 (土)	あなたが「日本語が難しい」と思う時はどんな時？	6	4
1月11日 (木)	言葉や文化が違う人と一緒に働く時、大切にすることは何？	4	2
2月10日 (土)	今、日本には文化や言葉が違う人と同じ町で住む時、大切にすることは何？	3	2
3月13日 (水)	トピックいろいろ（趣味/仕事/生活/その他なんでもOK）	5	3
合計	-	77	39

⑩ 企業内日本語教室

目的・内容	企業からの要望に応じ日本語講師を派遣。企業内の外国人労働者の日本語習得。
実績	要望がなく開催なし

⑪ 広報事業

目的・内容	協会の事業内容や活動状況、又必要な情報を広く一般市民に分かりやすく知らせ、理解を求める。
実績	<ul style="list-style-type: none"> • IIA ホームページ掲載 56件（多言語あり） • Facebook 掲載 213件（多言語あり） • LINE 掲載 24件 • 「犬山広報」掲載 4件 • 語学講座（*）（前期、後期）、講演会、書き損じハガキ（*）買取紙面 • IIA ニュース配布先 1,097件

⑫ 書き損じハガキ収集事業

目的・内容	ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学支援。
実績	書き損じハガキ、切手 2,313 枚を収集し、寄付を実施。 寄付合計金額：91,493円 *ミャンマー中学生 4 人の 1 年間分学費に相当 収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ 期間：通年（4 月 1 日～3 月 31 日）※3 月初旬に回収し、寄付。

⑬ 所属ボランティアグループ運営事業

目的・内容	ボランティアグループと連携し、組織的な国際交流活動を展開し、国際理解を図る。 犬山市における多文化共生の展開に役立つ事業活動を推進するため、会議を随時開催し、必要に応じた情報の発信、及び共有を行う。
実績	1) ボランティア全体会議開催 1 回 日時：3 月 14 日（木） ※フロイデ 5 グループ、6 人参加 2) ボランティア保険の加入： 活動助成：7 グループ 3) 活動の広報・受付等 「犬山グッドウィルガイド」支援活動 ・犬山広報掲載、申込受付：「英会話サロン」（4、9 月）、「外国語でお城見学」（12 月） ・令和 5 年度減免申請（犬山城・文化資料館・どんでん館 等）手続き

⑭ 通訳コーディネイト【新規】

目的・内容	市が行っている範囲外で通訳の要望のある案件に対し、通訳者を派遣できるように、通訳登録制度を検討し実施する。
実績	今年度は実施に向けて、理事会にて審議を中心に行った。 派遣数：1 件 日時：10 月 13 日（金） 内容：犬山国際ユースホステル主催「日独青少年セミナー2023 受入事業」での英語事業の補佐、ドイツ学生への説明

⑮ 外国人とのコミュニケーションアップ講座

目的・内容	外国人に伝わりやすい日本語の話し方や、表現方法のコツを学び、外国人とのコミュニケーションを円滑にするための機会を設ける。
実績	事業は中止 理由：令和 5 年度（8 月～2 月）に愛知県主催、犬山市共催、受託団体は公益財団法人名古屋 YWCA による「初期日本語教育指導者養成講座」の開催がに犬山市であり、実施内容、対象者や内容が重なっていたため、今年度、当協会での開催は中止とし、上記事業後の状況より、今後の事業計画につなげることに理事会にて決定。（令和 5 年 12 月 20 日）

⑩ その他 協力事業

項目	事業内容 / 実績
日独青少年セミナー 2023 受入事業	ホームステイのコーディネートなど協力 主催：犬山国際ユースホステル ドイツ側参加者：学生（14歳～18歳）20人（男性8人、女性12人）、引率者3人、通訳1人 ホストファミリー：10組 ※ホームステイは学生のみ 訪日期间：2023年10月9日～10月19日 ホームステイ事前説明会：10月1日 ホームステイ実施日：10月14日、15日 サンクスパーティー：10月15日（於犬山国際ユースホステル）
千葉大学社会科学研究所 小川ゼミクラス来訪	小川ゼミクラス来訪に際し、活動紹介を行う。学生からの質問に答える。 8月3日(木) 来訪者数：10人
愛知県国際交流協会日 本語教室ボランティア 入門講座での活動紹介	愛知県国際交流協会日本語教室ボランティア入門講座に際し、地域での日本語教室の活動紹介を協力。当協会での活動紹介を行う。 9月21日(木) 受講者数：32人
後援名義申請の許可	後援名義申請の許可 ・犬山踊芸祭実行委員会主催「第19回犬山踊芸祭」 (6月3日・4日)

◇ 所属ボランティアグループの主な事業報告

各ボランティアグループの活動内容/実績は以下のとおりでIIAの活動に重要な役割を担った。

グループ名	活動内容 / 実績
犬山日本語教室 会員数 15人	*犬山市に在住・在勤・在学する外国人市民を対象に、レベルに応じて日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。 ・4月～3月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数：47回 参加人数：94人（延べ 594人） 場所：犬山市民交流センター（フロイデ）会議室
犬山グッドウィルガイ ド 会員数 22人	4月より徐々に開始し、5月よりのコロナ分類第5類への変更に伴い全面的に旧来の待機ガイド、要請ガイドの活動を再開。しかし8月の猛暑により十分な活動が出来なかったことなどの為、以前の活発さは取り戻せていない。12月に4年ぶりとなる”外国語でお城”を開催。犬山市広報への掲載後短期日にも関わらず多くの参加者を迎えて開催する事が出来た。2月3日には鶴沼宿散策の研修会を開催し、会員15名の参加を得て久しぶりの会員再開を果たすことが出来た。 *ボランティアガイド 犬山城、城下町などを案内 案内数575人、会員177人 *市民向け「国際交流理解」に関する活動 ・「外国語で犬山城」（12月9日） 一般13人、会員8人 市民を対象に外国語でガイド。英語11人、独語1人、韓国語1人 ・英会話サロン 4月～3月に毎月2回、計20回実施 登録者数：12人

	<p>場所：フロイデ</p> <p>*研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国語で明治村（5月14日）会員 1人 ・SGG金沢大会参加（11月25, 26日）会員 2人 ・鶴沼宿散策（2月3日）鶴沼宿 会員 15人 ・入会希望者へのガイダンス（3月8日）犬山城 希望者 1人（英語） <p>*国際交流・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ザバーリアン高校吹奏楽部（4月4日）犬山城 会員3人 学生17人 同行者5人 ・Explore Asia（5月31日、9月21日）犬山城 延 会員4人 学生27人 ・国際高校（6月16日）犬山城 会員4名学生20名同行者6名 ・IES 留学生（9月6日、1月4日）犬山城、カラクリ館、どんでん館 延 会員13名、留学生41人、同行者2人 ・藤田医科大学（10月14日）犬山城 会員4人学生20人同行者3人 ・在日ギリシャ大使夫妻 11月21日 犬山城 2人同行3人
いぬやま多言語 News 会員数 20人	<p>*外国籍住民に役立つ情報記事を多言語に翻訳。</p> <p>言語：7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語</p> <p>ボランティア数：20人（ベトナム語2人、タガログ語2人、中国語5人、ポルトガル語4人、スペイン語3人、英語4人）</p> <p>配信・配布</p> <p>第1回目</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇翻訳会議日/ 8月27日（日）フロイデにて開催し10人が参加（内3人はZOOM参加） ◇配信日/ 9月29日 ◇ページ数：6ページ（A4） <p>第2回目</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇翻訳会議日/1月21日（日）フロイデで開催し9人が参加（内、2人はZOOM参加） ◇配信日/ 2月27日 ◇ページ数：6ページ（A4） <p>※記事内容は、自主事業、多言語情報発信内容参照</p>
台所からの国際交流 会員数 5人	<p>*各国料理講座にて日本語料理講師と運営サポート</p> <p>開催日：7月9日（日）参加者：17人</p> <p>会場：丸山地区学習等共用施設（料理実習室）</p> <p>内容：ペルー料理「パパ・ア・ラ・ワンカイナ」・日本料理「いなりずしとお吸い物」</p>
フロイデ応援団 会員数 17人	<p>*IIA 通常交流会運営サポート 6月10日（土）場所：フロイデ</p> <p>*IIA 講演会運営サポート 11月19日（日）場所：フロイデ</p>
国際理解・協力 会員数 5人	<p>*IIA 総会準備サポート 6月10日（土） 場所：フロイデ</p> <p>看板の取り付け</p>

B.ブリッジズ
会員数 200人

*「犬山交流の旅」ニューヨークからザバーリアン高校のジャズバンドと合唱団の生徒と先生が犬山を訪問し交流をした。
参加人数：65人 ホストファミリー：51家族
開催日：令和5年3月28日（火）～4月7日（金）
内容：犬山観光、交流会、奈良・京都観光、犬山祭り体験、大須観光・買い物、瑞浪相生座、土岐アウトレットモール、コンサート

<2023（令和5）年度 事業の写真の一部です>



ホームビジット



日本語教室



多文化交流カフェ



各国料理講座



犬山ハイキング



多文化おしゃべりクラブ～オンライン～

2023(令和5)年度 犬山国際交流協会 収支決算(案)

収入総額 11,914,279 円
 支出総額 10,740,951 円
 繰越金 1,173,328 円

収入の部(R5-1)

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算額	収入済額	増減	内訳
1. 会費	934,000	891,000	891,000	0	会費 個人 1口 2,000円 × 249 498,000 家族 1口 4,000円 × 7 28,000 賛助会員(法人等) 1口 5,000円 × 73 365,000
2. 補助金	5,043,000	5,043,000	5,020,919	△ 22,081	運営補助金 5,020,919 補助金(人件費) 4,492,000 語学講座開催事業 291,000 講演会 45,919 多言語情報発信 110,000 多文化おしゃべりクラブ 82,000
3. 受託金	985,644	985,644	702,427	△ 283,217	(犬山市) 日本語教室開催委託業務 446,496 日本語教室開催業務 405,906 事務諸経費 40,590 多文化共生推進員企画事業委託業務 255,931 出前講座業務・多文化文庫業務 232,665 事務諸経費 23,266
	0	501,580	501,580	0	(公益財団法人 かめのり財団) 多文化共生地域ネットワーク支援事業 501,580
4. 諸収入	3,057,800	3,905,000	3,905,015	15	語学講座受講料 3,853,100 企業内日本語教室 0 講演会 5,900 多文化交流カフェ 4,700 「石上げ祭」参加 11,500 犬山ハイキング 3,200 ホームビジット 6,000 各国料理講座 7,700 外国人とのコミュニケーションアップ講座 0 その他協力事業 12,880 (千葉大学来訪、ユースホステル日独青少年交流事業、AIA日本語ボランティア入門講座活動紹介) 預金利息 35
5. 繰越金	893,338	893,338	893,338	0	前年度からの繰越金 893,338
合計	10,913,782	12,219,562	11,914,279	△ 305,283	

科 目	当初予算額	補正予算額	支出済額	差額	内 訳
1. 会議費	193,000	220,000	208,213	11,787	総会 199,611 理事会 8,602 正副会長会議 0
2. 受託事業費	896,040	896,040	638,571	257,469	(犬山市) 犬山市事業受託業務 日本語教室開催委託業務 405,906 多文化共生推進員企画事業委託業務 232,665
	0	120,000	117,697	2,303	(公益財団法人かめのり財団) 多文化共生地域ネットワーク支援事業 117,697 部屋代、備品代、地域実践者講師料・交通費、消耗品費
3. 自主事業費	3,478,500	4,185,280	3,445,097	740,183	語学講座開催事業 3,048,632 企業内日本語教室 0 広報事業 28,379 講演会 45,919 多言語情報発信事業 117,960 多文化交流カフェ 5,576 「石上げ祭」参加 51,522 犬山ハイキング 5,132 ホームビジット 12,831 各国料理講座 10,645 多文化おしゃべりクラブ～オンライン～ 107,724 外国人とのコミュニケーションアップ講座 0 書き損じハガキ収集事業 434 所属ボランティアグループ運営事業 1,844 その他 協力事業 8,499 千葉大学来訪 2,760 ユースホステル日独青少年交流事業 5,739 AIA日本語ボランティア入門講座 0
4. 事務費	6,064,000	6,516,000	6,331,373	184,627	人件費 5,595,834 旅費 15,860 需用費 59,785 電気使用量 38,319 消耗品 21,466 役務費 262,367 電話、ファックス、インターネット料 162,157 電話リース料 60,720 Zoom年間使用料、ウィルスバスター料 33,110 その他 6,380 備品購入費 8,860 使用料及び賃借料 388,667 事務所賃借料 266,280 コピー機リース料 102,960 コピー料金 19,427 研修費 0
5. 予備費	282,242	282,242	0	282,242	0
合 計	10,913,782	12,219,562	10,740,951	1,478,611	

2023(令和5)年度 在住外国人支援基金 収支報告書

令和6年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	927,456	
寄付	5,388	
利息	8	
合計	932,852	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
自主事業(通訳コーディネイト)	5,271	通訳コーディネイト1件
合計	5,271	

(単位:円)

差引き収支	927,581	
-------	---------	--

2023(令和5)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 収支報告書

令和6年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	731,295	
利息	6	
合計	731,301	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	731,301	
-------	---------	--

2023（令和5）年度 犬山国際交流協会会計監査報告

犬山国際交流協会会則第15条第4項の規定に基づき、令和5年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を令和6年5月15日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

令和6年5月15日

犬山国際交流協会

監事 堀 場 秀 樹



監事 中 田 哲 夫



令和6年度 犬山国際交流協会 役員（案）

【理事】

任期：令和6年6月9日～令和8年通常総会開催日

氏 名	役 職
奥村 英俊	
社本 一三	
小川 益子	
長谷川 真澄	
石田 亘	
東田 欣也	
阪倉 章治	

【監事】

任期：令和6年6月9日～令和8年通常総会開催日

氏 名
奥村 幹男
武藤 裕一郎

2024（令和6）年度 犬山国際交流協会 事業計画（案）

分類	事業	日程、回数	場所
	<input type="checkbox"/> 会議事業 ・ 通常総会 ・ 理事会 ・ 運営委員会（正副会長会）	6月8日(土) 通年 通年	フロイデ
受託事業	<input type="checkbox"/> 日本語教室開催業務 <input type="checkbox"/> 多文化共生推進員企画事業委託業務	毎週日曜日（全47回） 調整中	フロイデ -
自主事業	<input type="checkbox"/> 語学講座開催事業（犬山市補助事業） ・ 前期語学講座 ・ 後期語学講座	（講座期間） 5月～9月 10月～1月	フロイデ
	<input type="checkbox"/> 多言語情報発信（犬山市補助事業） （ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）	9月、1月（2回）	フロイデ(翻訳会議) 発信：ホームページ Facebook など
	<input type="checkbox"/> 多文化おしゃべりクラブ × 多文化交流カフェ （犬山市補助事業）	4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 1, 3月 （オンライン：10回） 9月、2月(対面：2回)	オンライン フロイデ
	<input type="checkbox"/> 「石上げ祭」参加（犬山市補助事業）	8月4日(日)（1回）	尾張富士
	<input type="checkbox"/> 犬山ハイキング	10月（1回）	市内
	<input type="checkbox"/> ホームビジット	7月（1回）	市内
	<input type="checkbox"/> 広報事業	通年	フロイデ
	<input type="checkbox"/> 書き損じハガキ収集事業	通年 ※ 回収3月初旬	フロイデ、市役所、各出張所
	<input type="checkbox"/> 所属ボランティアグループ運営事業 ボランティア会議	9月、2月（2回）	フロイデ
	<input type="checkbox"/> 通訳コーディネイト	通年	市内

2024（令和6）年度 事業計画概案（案）

犬山国際交流協会は犬山市における国際交流を推進する組織として、市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、多文化共生と国際理解に役立つ事業活動を推進するために、組織的な国際交流活動を展開していく。

<受託事業>

① 日本語教室開催業務

外国人市民が日本語を理解し、日本語で自分の意思を話せるようになり、日常生活や地域住民とのコミュニケーションが円滑になることを目的に、日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。また「対話型クラス」の体制構築を図る。

② 多文化共生推進員企画事業業務

多言語情報誌作成、多文化文庫において、多文化共生推進員と協力して企画・運営する。

<自主事業>

③ 語学講座開催事業

半期7言語、約25講座の多様な語学講座を継続的に開催することで、国際交流に関心を持つ受講者約200人の語学力向上、受講者間の豊かなコミュニケーションに寄与する。外国人とのコミュニケーションの第一歩となる、気軽に学べる入門クラスを開設し、国際交流に関心を寄せる講座受講者の視野を広げる。

開設言語：英語（8講座）、韓国語（6講座）、ドイツ語（3講座）、スペイン語（2講座）、ポルトガル語（1講座）、中国語（前期2講座・後期3講座）、フランス語（前期2講座・後期3講座）

年間受講者総数：430名（前期：210名、後期：220名）

開催期間：（前期）5月～9月（後期）10月～1月

開催回数：各期15回・10回・5回 ※ 講座により開催数は異なる

クラス：言語習得レベル・要望に合わせてクラス別にて募集

広報：犬山国際交流協会ホームページ・Facebook・LINE、犬山市広報紙面買取（4月号、9月号）、語学講座ちらしにて告知

④ 多言語情報発信

日本語を十分に理解できず、不便な思いをしている外国籍住民に対し、母語による情報発信により、コミュニケーション支援を行う。記事に関しては、外国人市民の暮らしに役立つ情報をはじめ、外国人市民の文化や習慣を日本人に紹介する内容も取り上げることで、お互いに理解が深まるツールとする。言語は、多言語（7言語）で翻訳し、当協会のホームページ、Facebookなどで情報発信をする。また、必要に応じて、紙媒体での発行も行う。

回数：2回

言語：7言語（ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）

翻訳ボランティア（各国の懸け橋役を担う人材）：活動紹介をするなどして随時募集する

⑤ 「石上げ祭」参加

地域に住む異なる文化を持つ人たちが犬山の伝統的なお祭りである「石上げ祭」に参加し、地域の祭りをともに体験する。

日程：8月4日（日）

⑥ 犬山ハイキング

犬山地域におけるハイキングを行い、外国人、日本人の交流を図る。日本語がほとんどわからない段階の外国人も、気軽に交流できる機会とする。

回数：年1回

⑦ ホームビジット

在住外国人がホストファミリーとなる地域の日本人の自宅を訪問することで、日本人の生活様式、日本文化、習慣に触れることができる。また、ホストファミリーである日本人は、在住外国人を自宅に招くことで、外国人を身近に感じる機会を持つことができ、お互いの国際理解を深める交流の場とする。

回数：年1回

⑧ 多文化おしゃべりクラブ × 多文化交流カフェ

月に1度、話し合いの場を設け、お互いの文化や習慣を知り合いながら、誰もが住みやすい生活環境についてともに考えていく。年に2回は、参加者がみんなで話したい内容を募り開催する。また、年に2回は、対面の回を設け、気軽に集いお互いをより知り合う機会、また、新しい人たちへの呼びかけの機会とする。

回数：月2回×12か月（内、10回オンライン、2回対面）

⑨ 広報事業

ホームページ、フェイスブック、LINE 等を使い、生きた情報を発信し、国際理解、国際交流、多文化共生に役立つ活動を推進していく。

⑩ 書き損じハガキ収集事業

ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学を支援する。
収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ
期間：通年（4月1日～3月31日）※3月初旬に回収し、寄付。

⑪ ボランティア会議

組織的な国際交流活動を展開するとともに、国際理解と犬山市における多文化共生の展開に役立つ事業活動を推進するために、ボランティアグループと連携し、会議開催、必要に応じた情報発信、情報共有を行う。

回数：年2回

⑫ 通訳コーディネイト ※ 必要経費は「在住外国人支援基金」より支出
市が行っている範囲外で通訳の要望のある案件に対し、通訳者を派遣する。

◇ 所属 ボランティアグループ 主な予定事業

グループ名	活動内容 等
犬山日本語教室 会員数 14 人	* 犬山市に在住・在勤・在学する外国人市民を対象に、レベルに応じて日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。 4月～3月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数 47 回程度 場所：フロイデ会議室
犬山グッドウィルガイド 会員数 23 人	* ボランティアガイド 犬山城、城下町等を案内 待機ガイド・要請ガイド * 国際交流・支援 ・ 犬山・日本文化紹介（通年） ・ IES 南山大学（年2回） ・ テキサス州立大学（6月） * 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動 ・ 英語講演会

	<ul style="list-style-type: none"> • 外国語でお城 • 韓国語で Mazak • 英会話サロン <p>*教育・研修、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研修会 • 新人研修（場所は犬山城） <p>*その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • Explore Asia（年2回） • Explore Japan（4月） • IIA 総会（6月） • 勉強会
いぬやま多言語 News 会員数 20人	<p>*外国籍住民に役立つ情報記事を多言語に翻訳。</p> <p>*年2回翻訳会議を開催し、記事や翻訳に関する話し合いを行うと共に、参加者同士の交流の場とする。</p> <p>翻訳言語：7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語</p> <p>回数：年2回</p>
台所からの国際交流 会員数 4人	*各国料理講座
フロイデ応援団 会員数 17人	*IIA 事業サポート
国際理解・協力 会員数 5人	<p>*IIA 通常総会準備サポート 6月8日（土） 場所：フロイデ 看板の取り付け</p> <p>*IIA その他事業サポート</p>
B.ブリッジズ 会員数 200人	<p>*「犬山交流の旅」ニューヨークからザバーリアン高校のジャズバンドと合唱団の生徒と先生が犬山を訪問し交流をする。</p> <p>参加人数：約60人 ホストファミリー：約60家族</p> <p>開催日：令和7年3月末～10日間</p>

2024(令和6)年度 犬山国際交流協会 予算(案)

収入の部(R6-1)

(単位:円)

科目	予算額	内 訳	
1. 会費	915,000	会費	
		個人 1口 2,000円 × 250	500,000
		家族 1口 4,000円 × 10	40,000
		賛助会員(法人等) 1口 5,000円 × 75	375,000
2. 補助金	5,043,000	運営補助金	5,043,000
		補助金(人件費)	4,492,000
		語学講座開催事業	291,000
		「石上げ祭」参加	36,000
		多言語情報発信	126,000
		多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ	98,000
3. 受託金	985,644	日本語教室委託業務	428,040
		多文化共生推進員企画事業委託業務	468,000
		日本語教室委託業務・多文化共生推進員企画事業委託業務 諸経費	89,604
4. 諸収入	3,354,300	語学講座受講料	3,323,200
		「石上げ祭」参加	12,000
		多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ	6,000
		犬山ハイキング	3,000
		ホームビジット	10,000
		預金利息	100
5. 繰越金	1,173,328	前年度からの繰越金	1,173,328
合 計	11,471,272		

支出の部(R6-2)

(単位：円)

科 目	予算額	内 訳	
1. 会議費	223,000	総会 理事会 正副会長会議	200,000 18,000 5,000
2. 受託事業費	896,040	犬山市事業受託業務 日本語教室開催委託業務 多文化共生推進員企画事業委託業務	428,040 468,000
3. 自主事業費	3,556,800	語学講座開催事業 広報事業 多言語情報発信事業 「石上げ祭」参加 犬山ハイキング ホームビジット 多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ 書き損じハガキ収集事業 所属ボランティアグループ運営事業	3,181,000 35,000 131,000 66,800 7,500 24,000 104,000 1,000 6,500
4. 事務費	6,534,000	人件費 旅費 需用費 電気使用量 消耗品 役務費 電話、ファックス、インターネット料 電話リース料 Zoom年間使用料、ウィルスバスター料 その他 備品購入費 使用料及び賃借料 事務所賃借料 コピー機リース料 コピー料金 研修費	5,670,000 30,000 80,000 50,000 30,000 281,000 170,000 61,000 40,000 10,000 30,000 30,000 413,000 270,000 103,000 40,000 30,000
5. 繰出金	50,000	周年事業等特別積立金	50,000
6. 予備費	211,432		211,432
合 計	11,471,272		

2024(令和6)年度 在住外国人支援基金 予算(案)

令和6年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	927,581	
利息	8	
合計	927,589	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
自主事業(通訳コーディネイト)	53,000	1時間以内案件:5件 2時間以内案件:5件
合計	53,000	

(単位:円)

差引き収支	874,589	
-------	---------	--

2024(令和6)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 予算(案)

令和6年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	731,301	
繰入金	50,000	
利息	6	
合計	781,307	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	781,307	
-------	---------	--

犬山国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山市民交流センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市から受託した事業
- (2) 自主事業
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 一口 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 一口 4,000円
- (3) 賛助会員（法人等） 一口 5,000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会の招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は

理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。

3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動費決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計（基金を含む）で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、理事会の議決を経て、会長がこれを定め、犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。